

いじめの基本的対応

<生徒の気になる情報>

- ・ 他の生徒からいじめの情報を聞いた
- ・ いじめらしき現場を見た
- ・ 生徒の言動からいじめのサインに気付いた
- ・ いじめられた生徒や保護者から訴えを受けた
- ・ 家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- ・ 関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- ・ 保健室・スクールカウンセラー等から情報を聞いた

情報を得た職員

<注意事項>

- ・ 「悪ふざけだろう」と個人的な判断はしない
- ・ 生徒指導主事または管理職に必ず報告する

<報告内容>

- ・ 日時
- ・ 場所
- ・ 被害者 ○年○組氏名○○
- ・ 加害者等 ○年○組氏名○○
- ・ 内容、状況等

生徒指導主事

生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会
(いじめを認知)

<常設> 校長 教頭 生徒指導主事 各学年生徒指導係 養護教諭 SC SSW

いじめ問題対応チーム
(いじめ問題の対応を協議)

校長 教頭 生徒指導主事 各学年生徒指導係 養護教諭 SC SSW
+ 該当学年主任・学級担任 関係職員

<協議内容>

- ※「これでいじめを受けている生徒を守れるのか」をチームで考える
- ・ 調査の方法
 - ・ 事実の把握、確認
 - ・ 指導方針
 - ・ 役割分担
 - ・ 解決への援助、指導
 - ・ 再発予防

報告

助言

国見町教育委員会

報告

助言

県北教育事務所
(緊急時SC等の派遣含)

連携

関係機関
(警察 児相 福祉施設等)

対応の基本的な考え方

<いじめられている生徒>

- ・ いじめられている生徒を守り通す姿勢を明確に示す。
- ・ 生徒の気持ちを共感的に受け止め心の安定を図る。
- ・ 安易な解決策で終結させずに心情や行動を継続して見守り、状況に応じて別室を準備するなど、弾力的に対応する。

<いじめている生徒>

- ・ いじめられている側の苦痛を理解させ、いじめが許されない行為であることをわからせる。
- ・ いじめの集団内の力関係を正しく分析して指導する。
- ・ 人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く行う。

<いじめられている生徒の保護者>

- ・ 些細な相談であっても真剣に受け止め、誠意ある対応をする。
- ・ 話合いの機会を早急にもち、学校が把握している実態や経緯、今後の方針を隠さずに伝える。
- ・ 家庭における生徒の様子に注意し、小さな変化についても連絡するよう要請する。

<いじめている生徒の保護者>

- ・ いじめは正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示す。
- ・ 子どもが抱えている問題点に親子で向き合い、理解し合えるように指導助言する。
- ・ 必要に応じて教師が仲介役となり、保護者同士が理解し合えるように働きかける。